

第2回検討委員会後の対応について

No		旧	新	追記・修正理由
1	第3章 第2節 産業廃棄物処理施設（最終処分場）の現状と課題 P43		<p>【公共関与管理型最終処分場の課題】</p> <p>○ 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割が求められます。</p>	柳瀬委員意見 第2回検討委員会（資料2別添「エコアくまもと」について）を踏まえ作成
2	第3章 第3節 事業者における適正処理推進の現状と課題 P44		<p>○ 適正処理のため、マニフェストによる廃棄物の流通管理が行われていますが、混合廃棄物のマニフェスト上の取扱いが、排出事業者で対応が異なる状況です。</p>	石坂委員意見 分別できるにも関わらず、混合廃棄物として処理している排出事業者が実態としてある（マニフェストも混合廃棄物として使用）。処理事業者は混合廃棄物を分別してそれぞれの品目で処理している。マニフェストと現実の処理の互換性がない状況がある。 篠原委員意見 そのような問題は、排出事業者に認知してもらうためにも計画の中で触れるべき。
3	第5章 第1節（2）熊本版サーキュラーエコノミー（循環経済）移行目指すべき姿 P54	<p>(2) 熊本版サーキュラーエコノミー（循環経済）移行目指すべき姿</p> <p>○ なるべく少ない資源で、また、再生利用しやすい設計で生産された製品や循環資源から生み出された製品をどこでも購入でき、複数の者で同じ製品を共有するサービスを活用し、不要になったものでまだ利用できるものはすぐに再使用され、再使用もできなくなったものは、また循環資源として再生利用されるという一連の流れが当たり前のものになる。これにより、環境への負荷が低減するだけではなく、人々は豊かな暮らしを送り、これらの製品やサービスを提供することで企業も利益を得て成長し雇用の創出、地場産業の振興の実現につなげられている。</p>	<p>(2) 熊本版サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行目指すべき姿</p> <p>○ なるべく少ない資源で、また、再生利用しやすい設計で生産された製品や循環資源から生み出された製品をどこでも購入でき、複数の者で同じ製品を共有するサービスを活用し、不要になったものでまだ利用できるものはすぐに再使用され、再使用もできなくなったものは、また循環資源として再生利用されるという一連の流れが当たり前のものになる。これにより、環境への負荷が低減するだけではなく、人々は豊かな暮らしを送り、これらの製品やサービスを提供することで企業も利益を得て成長し雇用の創出につながる。また、バイオマス資源など、熊本県内の豊富な循環資源や未利用資源が積極的に活用され、地場産業の振興の実現につなげられている。</p>	田中委員意見 (2)の記載について、国の掲げる姿が記載されている印象。熊本版サーキュラーエコノミーと言えるような内容も盛り込むべきでは。
4	第5章 第2節（2）流通・サービス段階【現状】 P57		<p>○ 衣類等の流通品のリサイクルの取組も行われています。</p>	田崎委員意見 スーパー・コンビニ、最近では衣類関係など、事業者が流通サービスの段階でどれだけリサイクルに貢献しているという状況を今後調査していく必要がある。
5	第5章 第2節（2）流通・サービス段階【課題】 P57	<p>○ 適正なリサイクルを進めるために必要な排出事業者と処理事業者間の情報共有意識や連携意識が低い。</p>	<p>○ 適正なリサイクルを進めるためには、循環資源・再生可能資源を原材料とし流通させることが重要であるが、このために必要な排出事業者、流通事業者と処理事業者間の情報共有意識や連携意識が低い状況です。</p>	田崎委員意見 排出事業者の中でも、特に流通サービス事業者と廃棄物処理事業者がしっかりと連携をするというところが重要になる、もう少し流通サービスということを意識した形で表現した方がいいのでは。
6	第5章 第2節（2）流通・サービス段階【課題】 P57		<p>○ 衣類などの消費者が直接関わる市場に流通している商品のリサイクル実態が不明です。</p>	田崎委員意見【再掲】 スーパー・コンビニ、最近では衣類関係など、事業者が流通サービスの段階でどれだけリサイクルに貢献しているという状況を今後調査していく必要がある。

No		旧	新	追記・修正理由
7	第5章 第2節(4) 廃棄段階【現状】P58	○ 県民アンケートでごみ排出削減の取組みとして「不要なものは、捨てずにリユースショップで売買したり、フリーマーケットアプリ（メルカリ等）を活用（23.4%）という回答結果であった。 (※参考：分別して定められた場所に出す割合（93.1%）)	○ 県民アンケートでごみ排出削減の取組みとして「不要なものは、捨てずにリユースショップで売買したり、フリーマーケットアプリを活用（23.4%）という回答結果でした。 (※参考：分別して定められた場所に出す割合（93.1%）)	東原委員意見 「メルカリ等」という具体的な企業名が入っているのは見直すべきでは
8	第6章 第4節(1) ①一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進 P66	○ プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：お菓子の袋（プラスチック+アルミ））の見直しなどメーカーによる環境配慮設計を支援します。	○ プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：容器の包装（プラスチック+アルミ））の見直しなどメーカーによる環境配慮設計について県の補助事業等により支援します。	田中委員意見 一般廃棄物の事例として「お菓子の包装」は問題ないが、産業廃棄物で「お菓子の包装」は違和感ある。
9	第6章 第4節(1) ①一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進 P67		○ 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）の今後の運営については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割も担っていきます。	柳瀬委員意見【再掲】 第2回検討委員会（資料2別添「エコアくまもと」について）を踏まえ作成
10	第6章 第4節(2) ①産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進 P68	○ プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：お菓子の袋（プラスチック+アルミ））の見直しなどメーカーによる環境配慮設計を支援します。（再掲）	○ プラスチックなどの水平リサイクル推進に向けて、複合素材の重層（例：容器の包装（プラスチック+アルミ））の見直しなどメーカーによる環境配慮設計について県の補助事業等により支援します。（再掲）	田中委員意見 一般廃棄物の事例として「お菓子の包装」は問題ないが、産業廃棄物で「お菓子の包装」は違和感ある。
11	第6章 第4節(2) ②産業廃棄物の適正処理 P69	○ PCB廃棄物の期限内処理を目指して、保管事業者に対する早期処理の働きかけなどを行います。	○ PCB廃棄物については、所有する事業者に対し、適正な保管・処理をするよう指導を行うとともに、その対応状況を適時確認します。	田中委員意見 PCBの処理期限については表現を見直すべきでは
12	第6章 第4節(2) ②産業廃棄物の適正処理 P69		○ 混合廃棄物の取り扱いに関しては、分別可能なものは排出事業者で分別したうえで、適切にマニフェストを使用することを指導・助言します。	石坂委員意見【再掲】 分別できるにも関わらず、混合廃棄物として処理している排出事業者が実態としてある（マニフェストも混合廃棄物として使用）。処理事業者は混合廃棄物を分別してそれぞれの品目で処理している。マニフェストと現実の処理の互換性がない状況がある。 篠原委員意見【再掲】 そのような問題は、排出事業者に認知してもらうためにも計画の中で触れるべき。
13	第6章 第4節(2) ②産業廃棄物の適正処理 P69		○ 公共関与管理型最終処分場（エコアくまもと）の今後の運営については、産業廃棄物や災害廃棄物の受入だけでなく、最終処分場が確保できない等のやむを得ない理由により、自治体による一般廃棄物の最終処分が困難となっている場合においても、その適正処理を担うことで、熊本県の最終的な廃棄物適正処理に寄与する施設としての役割も担っていきます（再掲）。	柳瀬委員意見【再掲】 第2回検討委員会（資料2別添「エコアくまもと」について）を踏まえ作成
14	第6章 第4節(3) ①生産段階 P70	○ リユース・リサイクルが進むためには、環境配慮設計の国における推進が必要となるため、更なる推進について、国への要望を行います。	←P67で国へも要望することを記載済でした。	柳瀬委員意見 国から生産者に対して、環境配慮設計について積極的に呼びかけていただいて、自治体がやりやすいような形に要望していく必要があるのでは。

No		旧	新	追記・修正理由
15	第6章 第4節（3） ②流通・サービス段階 P71		・ 衣類などの消費者が直接関わる市場に流通している商品のリサイクルに関する情報について、県民に適時情報提供し、これら商品への消費者の環境面での意識の醸成を図ります。	田崎委員意見【再掲】 スーパーやコンビニ、最近では衣類関係など、事業者が流通サービスの段階でどれだけリサイクルに貢献しているという状況を今後調査していく必要がある。
16	第6章 第4節（3） ③使用段階 P71	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対し、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成するため、以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを発生させないため、サブスクリプション・シェアリングサービスの利用、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性について、事業者やNPO・NGOと連携して効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みを促す。 ・ 譲渡する前提でモノを購入し、大事に使用するなど、賢い消費者行動を促す。 ・ 工業連合会、商工組合などの事業者団体へのサーキュラーエコノミーの普及啓発を進め、将来的にこれら団体が自主的にサーキュラーエコノミーの普及啓発、実践に取り組んでもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対し、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいく意識を醸成するため、以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを発生させないため、サブスクリプション・シェアリングサービスの利用、リユース品、リサイクル製品等の積極的な利用の重要性や意識せず実践しているサブスクリプションの利用等がサーキュラーエコノミーの推進に紐づく行動であることを事業者やNPO・NGOと連携して効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みや気づきを促します。 ・ 譲渡する前提でモノを購入し、大事に使用するなど、環境等に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）を促します。 ・ 工業連合会、商工組合などの事業者団体へのサーキュラーエコノミーの普及啓発を進め、将来的にこれら団体が自主的にサーキュラーエコノミーの普及啓発、実践に取り組んでもらうようにします。 	中台委員意見 既存の取組みがサーキュラーエコノミーに紐づいているということを意識させるような取り組みをしてみてはどうか（現状として熊本県庁内の不要備品の融通について誰もこのやりとりがサーキュラーエコノミーに紐づくなんて考えていな 東原委員意見 「賢い消費者行動」という表現は見直すべきでは
17	第6章 第4節（3） ③使用段階 P72	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源や再生可能資源を用いた製品の選択を推進するため以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県としてグリーン購入などを通じてリサイクル製品のみならず、リユース品も含めた優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。 ・ 市町村に対して率先行動を求めとともに、県内事業者等に対しても取組みを依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環資源や再生可能資源を用いた製品の選択を推進するため以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県としてグリーン購入などを通じてリサイクル製品のみならず、リユース品も含めた優先的な調達など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。 ・ 市町村に対して同様の率先行動を求めるとともに、県内事業者等に対しても取組みを依頼します。 	田崎委員意見 グリーン購入について以下の2点を意識いただきたい。 ・ プラスチックのリサイクルを進めるには、「プラスチックの回収」及び「リサイクルされたプラスチック素材を使う」ことが重要になる。 ・ 行政（市町村を含めた）の率先行動としてリユース品の率先調達について考えていただきたい。 柳瀬委員意見 グリーン購入については、県だけでなく、事業者に対しても導入していただくような形にするため「事業者」というキーワードも入れるべき。
18	第6章 第4節（2） ④廃棄段階 P73	<ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの使用済製品が県内で循環されるよう、リユースの裾野を拡大するため、以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭等の粗大ごみについて、リユースするスキーム（回収方法、リサイクルとの連動等を含む）を市町村や事業者と連携して構築するなど、市町村に対し、回収した使用済製品を民間事業者等と連携して、流通させる取り組みを促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの使用済製品が県内で循環されるよう、リユースの裾野を拡大するため、以下の取組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般家庭等の粗大ごみについて、リユースするスキーム（回収方法、回収品のネット等による情報共有、リサイクルとの連動等を含む）を市町村や事業者と連携して構築するなど、市町村に対し、回収した使用済製品を民間事業者等と連携して、流通させる取り組みを促します。 	柳瀬委員意見 リユースの面で行政タイプのメルカリみたいなものを作つていただいて情報発信するといいのでは。